

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA丸における資格喪失日を昭和49年11月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とする必要がある。

なお、事業主は申立人に係る申立期間③の船員保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月30日から同年8月27日まで
② 昭和44年10月31日から同年12月6日まで
③ 昭和49年9月23日から同年11月22日まで

私は、船員手帳に記載された期間において、B丸及びA丸に継続して勤務していたので、私が申立期間①から③までにおいて船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している船員手帳には申立期間①から③までに係る雇入、雇止年月日が記載されているが、これは船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険資格の取得日及び喪失日の根拠とすることができない。

申立期間③について、申立人は、船員手帳の記載事項を基に、昭和49年8月12日から同年11月22日まで継続してA丸に勤務していたと主張しているところ、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿の記録によると、同年8月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年9月23日に資格を喪失している。

しかし、申立人と一緒に勤務していたとするA丸の船長及び複数の同僚は、「漁期途中で母港に帰ることは無く、申立人は、最後まで一緒に勤務してい

た。」と供述していることから、申立人が申立期間③において当該事業所に勤務していたと認められる。

また、複数の同僚が保管している船員手帳から、申立期間③に係る雇入日及び雇止日は申立人と同じであることが確認できることから、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿において、当該同僚は昭和 49 年 8 月 1 日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年 11 月 29 日に資格を喪失している。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 丸における資格喪失日は昭和 49 年 11 月 29 日と認められ、申立期間③の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間③の標準報酬月額については、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿の昭和 49 年 8 月の記録から 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しており、親会社である C 社は、「当時の事務担当者は死亡しているため船員保険に関することは何も分からない。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②について、申立人は、保管する船員手帳の記載事項である「雇入年月日 44 年 4 月 30 日 D 港、雇止年月日 44 年 12 月 6 日 D 港」を基に B 丸に継続して勤務していたと主張しているものの、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿において申立期間①及び②前後において船員保険被保険者記録のある複数の同僚は、「申立期間①及び②は、漁の種類が変わる時期であり、装備の入替えのため二人か三人の船員しか勤務していなかったが、申立人は勤務していなかった。」と供述している。

また、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間①及び②において申立人の記録は無く、船員保険の被保険者証番号に欠番や乱れも無い。

さらに、事業主は既に死亡している上、申立人は同僚の氏名を覚えていないことから、申立内容を裏付ける関連資料及び供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 751

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、D社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月30日から42年1月1日まで
② 昭和42年9月30日から同年10月1日まで
③ 昭和46年5月30日から同年6月1日まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社に勤務し、いずれの事業所においても月末まで確かに勤務したので、申立期間において厚生年金保険被保険者だったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る申立期間②については、D社に照会したところ、「雇用保険の被保険者記録において離職日は昭和42年9月30日と記録されているのであれば、厚生年金保険の資格喪失届を間違えて届け出たと思う。正しい資格喪失日は同年10月1日であり、同年9月分の厚生年金保険料を給与から控除したと思われる。」と回答していることから、申立人は申立期間において申立事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和42年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、D社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通

知書における資格喪失日が昭和42年9月30日と記載されていることから、事業主は、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

A社に係る申立期間①については、申立人の雇用保険の被保険者記録から離職日は昭和41年12月29日であることが確認でき、同記録は当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日と符合している。

また、当該事業所は平成6年11月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の代表取締役の所在は不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険被保険者記録について確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

さらに、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者となっていた複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述や関連資料を得ることはできなかった。

C社に係る申立期間③については、申立人の雇用保険の被保険者記録から離職日は昭和46年5月30日であることが確認でき、同記録は当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日と同日となっている。

しかし、当該事業所は平成3年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の代表取締役も既に他界していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険被保険者記録や厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者となっていた複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述や関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 752

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和55年11月4日であると認められることから、申立期間における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和55年6月から同年8月までは7万2,000円、同年9月及び同年10月は8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月30日から同年12月1日まで

私は昭和53年6月1日から平成4年12月31日までA社に勤務したが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、事業所記号簿の記録では、当該事業所は、昭和55年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同日に申立人及び当該事業所において申立期間に被保険者であったすべての者について、資格喪失されているにもかかわらず、同年9月1日の随時改定又は同年10月1日の定時決定の処理が行われており、かつ、これらの処理が取り消されている上、申立人を含む多数の者について健康保険被保険者証返納の処理日が同年11月4日と記録されていることが確認できることを踏まえると、申立人の資格喪失日に係る処理及び当該事業所が同年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理も同年11月4日に遡^{そきゅう}及して行われたものと考えられ、当該取消処理前の記録から、同年6月30日において、当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理

由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 55 年 6 月 30 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における資格喪失日は、当該喪失処理を行ったと認められる同年 11 月 4 日であると認められる。

また、申立人の昭和 55 年 6 月 30 日から同年 11 月 4 日までの期間における標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の 54 年 11 月の随時改定及び取消処理がなされた 55 年 9 月の随時改定の記録により、同年 6 月から同年 8 月までは 7 万 2,000 円、同年 9 月及び同年 10 月は 8 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和 55 年 11 月 4 日から同年 12 月 1 日までの期間については、同僚が保管していた当該期間の給料明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 753

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和57年9月1日から同年10月1日までに係る記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年10月1日から55年10月1日まで
② 昭和56年3月18日から62年4月20日まで
③ 昭和62年4月20日から同年5月1日まで

申立期間①及び②に勤務していたA社（現在は、B社）における標準報酬月額が、私が保管する給料支払明細書の支給額に比べ低額であり、多いときには10万円以上の差があった。

また、昭和62年4月の給料支払明細書から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、同月の厚生年金保険被保険者記録が無かった。

給料支払明細書を提出するので、私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和57年9月について、申立人が保管する給料支払明細書により、申立人が社会保険事務所（当時）の記録する標準報酬月額12万6,000円を超える報酬月額の支払を受けていることが確認でき、当該報酬月額に見合う標準報酬月額は24万円であるが、事業主により給与から控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は14万2,000円である。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の昭和 57 年 9 月に係る標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料額から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②のうち、昭和 57 年 9 月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いため不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間①及び②のうち、昭和 55 年 8 月、56 年 8 月から 57 年 1 月、同年 3 月から同年 8 月、同年 10 月から 58 年 1 月、同年 3 月から 59 年 2 月、同年 4 月から同年 10 月、60 年 1 月及び 62 年 1 月から同年 3 月までの期間（40 月間）については、給料支払明細書により、当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所が記録する標準報酬月額より高い額であることが確認できるが、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所の記録に比べ低額又は同額であることが確認できる。

また、申立期間②のうち、昭和 58 年 2 月については、給料支払明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は 13 万 4,000 円であるが、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は 14 万 2,000 円であり、社会保険事務所が記録する標準報酬月額と一致している。

以上のことから、申立期間①及び②のうち、昭和 55 年 8 月、56 年 8 月から 57 年 1 月、同年 3 月から同年 8 月、同年 10 月から 59 年 2 月、同年 4 月から同年 10 月、60 年 1 月及び 62 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険事務所が記録する標準報酬月額を超えないことから、記録訂正は行わない。

- 3 申立期間②のうち、昭和 56 年 3 月から同年 7 月までの期間（5 月間）については、給料支払明細書により、社会保険事務所が記録する標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受けていることが確認できるが、厚生年金保険料が控除されていない。

また、申立期間①及び②のうち、昭和 54 年 10 月から 55 年 7 月、同年 9 月、57 年 2 月、59 年 3 月、同年 11 月から同年 12 月及び 60 年 2 月から 61 年 12 月

までの期間（38 月間）については、厚生年金保険料控除を確認できる給料支払明細書等の資料は無く、B社に照会したが、申立期間当時の資料は保管していないと回答しており、このほかに当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②のうち、昭和 54 年 10 月から 55 年 7 月、同年 9 月、56 年 3 月から同年 7 月、57 年 2 月、59 年 3 月、同年 11 月から同年 12 月及び 60 年 2 月から 61 年 12 月までの期間について、申立人が主張する報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

4 申立人から提出された給料支払明細書により、申立期間②及び③に係る昭和 56 年から 62 年までについて、申立事業所は厚生年金保険料を当月控除していたものと推認できるところ、62 年 4 月の給料支払明細書から保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、資格喪失日は昭和 62 年 4 月 20 日、被保険者証の返納年月日は同年 5 月 21 日と記録されており、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の申立事業所に係る離職日は同年 4 月 19 日と記録されている。

また、C 町（現在は、D 市）が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間③を含む昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの期間については、国民年金保険料の納付済期間であることが確認できる。

さらに、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 62 年 4 月 20 日であり、申立人の主張する同年 4 月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が昭和 62 年 4 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できるが、申立期間③について、申立人は申立事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 665

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間及び 43 年 1 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 43 年 1 月から同年 8 月まで

私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付については、義母が行ってくれたので、申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和 39 年 10 月に A 市で払い出されており、当該払出時点において 37 年 6 月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立人の義母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれたとしているが、申立人の義母は既に他界しており、具体的な加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

さらに、申立人は、婚姻後は A 市以外に住民登録をしたことが無いなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和 42 年 12 月までの国民年金保険料が納付されたことを示す検認印及び国民年金印紙の貼付が確認できるが、43 年 1 月以降は、保険料が納付された形跡が見当たらない上、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録においても当該期間は未納で一致している。

また、申立人の義母自身の国民年金保険料は、すべて現年度納付されており、当該期間において、申立人の保険料が過年度納付された状況はうかがえない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 666

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から61年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から61年4月まで

申立期間当時、私は大学生で国民年金の任意加入対象者であったが、母が、昭和55年5月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続以前の国民年金保険料はさかのぼって納付した。また、それ以降の保険料も母が納付していた。

したがって、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、申立人に係る国民年金の任意加入手続をし、それ以前の国民年金保険料については、さかのぼって納付したとしているが、制度上、任意加入者は加入手続を行った日から国民年金の被保険者資格を取得することとなり、資格取得日より前の保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人の母は、昭和55年5月ごろに申立人の国民年金加入手続のためにB社会保険事務所（当時）を訪れたところ、A市役所で同手続を行うように教えられたとしているが、当該社会保険事務所が開設されたのは57年3月である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、62年2月以降にA市で払い出されたものと推認され、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和53年8月から平成10年1月までA市以外に住民登録していないなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 749

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 1 月から 26 年 8 月まで

私は、A社B支店において、正社員の運転手として勤務していたので厚生年金保険に加入していたはずだ。証拠書類は無いが、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人から提出された当時の写真により、時期及び期間は特定できないが、申立人は、A社が管轄するB支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、A社は昭和23年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年1月から同年3月31日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、当時の複数の同僚は、「運転手等の現地採用者は正社員ではなく厚生年金保険に加入していなかった。B支店には数百人勤務していたが、正社員は25人位で全員技師だった。」と供述している。

さらに、申立人が名前を挙げた複数の同僚の中で、姓名が明らかな者については、A社において厚生年金保険被保険者記録が無く、姓のみしか明らかでない者については、本人を特定することができず、具体的な供述を得ることができなかった。

また、A社は、「当時の資料を保管していないので申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入など何も分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 750

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 1 日から 16 年 1 月 1 日まで

平成 21 年*月にねんきん定期便が届いた際に、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が 24 万円と低く記録されていることが分かった。

A社本社で管理している給与に関する記録を確認したところ、標準報酬月額は 28 万円と考えられるので、精査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社から提出された申立人に係る給与の支給明細に関する資料によると、申立人は、申立期間において、同社B支店から標準報酬月額 24 万円に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の転勤に伴い、平成 15 年 6 月 1 日付で厚生年金保険被保険者資格を再取得した際に届出された報酬月額は 24 万 8,600 円であり、社会保険事務所（当時）では、同届出に基づき、同年同月 19 日に申立期間に係る標準報酬月額を 24 万円と決定しており、その額はオンライン記録と一致している。

なお、前述の支給明細に関する資料によると、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の再取得時における報酬月額（24 万 8,600 円）は、基本給のみの金額で算定されていることが確認できる。A社本社では、申立人には、資格手当、職種手当が支給されていたので、厚生年金保険被保険者資格取得届を行う際、これらの手当も含めて報酬月額を算定する必要があったと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 754 (事案 198 及び 502 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 10 月 28 日まで
② 昭和 52 年 2 月 1 日から同年 9 月 10 日まで

申立期間①について、私はA社（現在は、B社）のC店で一緒に勤務した二人の同僚を思い出した。

申立期間②について、昭和 52 年 2 月 1 日から同年 5 月までD市にあるE社に勤務し、同年 5 月から同年 11 月まで同社のF社内の店に勤務した。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) B社に照会したところ当時の関連資料は既に廃棄されており、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において申立期間①の健康保険の整理番号に欠番や乱れも無いこと、ii) 申立人が挙げた同僚のうち同一人と確認できた一人に照会したものの、申立人を記憶していないため、その同僚が同社のC店において一緒に勤務したと記憶している複数の同僚に照会したが、申立期間①を通じて同店に勤務していた同僚はおらず、申立人が申立期間①について勤務していたことを確認することはできなかったこと、iii) 申立人の雇用保険の記録によると、申立期間①における申立人の雇用保険の資格取得は昭和 50 年 10 月となっており、同時期に同社に勤務した同僚の雇用保険の記録も厚生年金保険の記録と一致していることを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 12 月 17 日付け及び 21 年 12 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間における同僚を思い出したので、再度調査を行ってほしいとしている。

オンライン記録によると、申立人が挙げた同僚は、一人は所在不明であり、も

う一人は他界しているために申立期間当時の状況について確認することができず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②に係る申立てについては、E社に照会したところ、当時の関連資料は既に廃棄されており、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において申立期間②の健康保険の整理番号に欠番や乱れも無いことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年12月17日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、前回の申立てでは当該事業所の所在地をG市としていたが、今回の申立てにおいて、D市であったと供述しており、当該事業所が同市に所在していた資料として、D市役所の食品衛生法に係る公文書公開通知書を提出している。

しかし、当該市役所によると、当該通知書に記載されている住所は、申立人の公文書公開請求書に記載された住所をそのまま記載したものであり、当該事業所が同市に所在したことを証明したのではないと供述している。

また、当該事業所は「申立期間当時から当社の住所地はG市である」と回答している。

さらに、申立人は当該事業所のF社内の店に勤務していたと供述していることから、当該事業所に店を委託していたF社の事業を継承しているH社に照会したところ、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間当時、E社において厚生年金保険の被保険者となっていた複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月ごろから37年2月ごろまで
② 昭和37年3月ごろから同年7月ごろまでのうち3か月間

私は、申立期間①においてA社で勤務した。同時期に勤務し始めた同僚には厚生年金保険の被保険者記録があるが、自分の記録が無いので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②においてB社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、複数の同僚の供述から、時期及び期間は不明なもの同社の現場で勤務していたことは推認される。

しかし、当該事業所は平成13年11月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も所在が不明である上、申立人と同僚に仕事をあっせんしたとする親方は既に他界していることから、申立内容を裏付ける関連資料や具体的な供述を得ることができなかった。

また、当該事業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、親方から仕事をあっせんされたとする4人の同僚のうち、厚生年金保険の被保険者記録があるものは一人しか確認できず、申立期間において申立人の記録は無い。

さらに、申立期間と一緒に働いたとする同僚や、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていた複数の同僚に照会したが、申立内容を裏付ける関連資料や具体的な供述を得ることはできなかった。

B社に係る申立期間②については、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の被保険者記録について同社に照会したところ、同社が保管する「健保厚年被保険者名簿」を確認したが、同名簿には申立人の名前を見つけることはで

きなかったと回答している。

また、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録のある同僚に照会したところ、申立人を記憶している者はおらず、複数の同僚が「当時は見習期間があり、厚生年金保険に加入したのは入社してから数か月後だった。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人が一緒に働いたとしている同僚について、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間において申立人の記録は無い上、厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から 55 年 3 月 15 日まで

私が勤務していたA社（現在は、B社）において、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されていることが分かった。私が給与として支給されていた報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者原票により、申立期間当時、申立人と同職種であったとする複数の同僚の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同額の4万5,000円であることが確認できる。

また、申立人は「入社して最初の給与から手取りで10万円以上あり、退職前には17万円ぐらいだった。」と主張しているが、厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同学齢、同職種であったとする複数の同僚の厚生年金保険被保険者資格取得時決定及びその後複数回にわたる標準報酬月額の改定は、同じ決定日において申立人と同額となっていることが確認できる。

さらに、企業年金連合会から提出のあった当該事業所が加入していたC厚生年金基金の標準報酬月額も申立人の厚生年金保険被保険者原票と一致している上、標準報酬月額が遡及^{そきゅう}して訂正された形跡は認められない。

加えて、申立人の報酬月額についてB社に照会したが、申立期間当時の関係書類は保管されておらず不明と回答していることから、申立期間について、申立人の主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額

に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。